第1章 環境を守り育てる地域づくりの推進

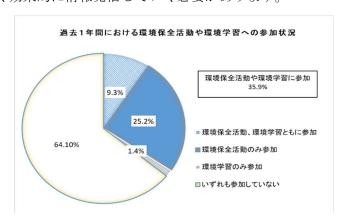
第1節 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進

◎現状と課題

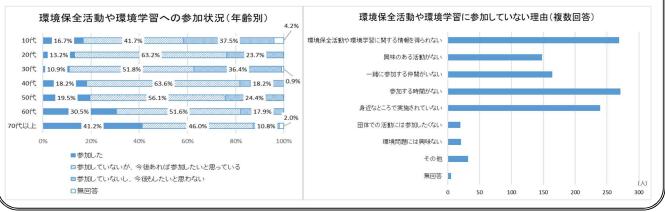
環境の課題は、温室効果ガスの排出による地球温暖化など地球規模の課題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊など生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、これらの課題への対応に当たっては、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体が、日常生活や事業活動において自主的な取組みを進めることに加え、それらの取組みが地域に広がり、持続的なものとなるよう、各主体が相互に連携・協働しながら「環境を守り育てる地域づくり」を進める必要があります。

令和6年度の県政モニターアンケート調査では、「環境保全活動」や「環境学習」に参加したと回答した人の割合(35.9%)は令和5年度の調査結果(39.7%)と比較すると、3.8ポイントの減少となっているものの、令和3年度の環境基本計画策定時(29.4%)と比べると高くなっており、「地域における環境学習推進事業」や「里海づくり推進事業」等により、環境学習や環境保全活動の機会を多く提供することで、県民の環境への意識や関心を高め、主体的な行動を促すことができていると考えられます。一方、これを年齢別に見た場合は参加状況に偏りがあることに加え、環境保全活動や環境学習に参加していない理由として、「環境保全活動や環境学習に関する情報を得られない」や「参加する時間がない」、「身近なところで実施されていない」が多くなっています。

「環境を守り育てる地域づくり」を推進するためには、環境保全への関心と理解を相互に深めながら行動につなげていくことが求められるため、身近な場所で誰もが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるような学習機会の提供やきっかけづくりにより一層取り組むとともに、県の取組みだけでなく、市町や事業者、民間団体等の取組みについても、連携して幅広く効果的に情報発信していく必要があります。



資料:香川県環境政策課 (令和6年度県政モニターアンケート 調査結果を基に作成)



◎具体的な取組み

1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進

ア)日常生活における環境負荷低減の取組みの促進

① 環境にやさしい消費者行動の促進

◆ 「くらしのセミナー」の開催

県消費生活センターでは、市町等の協力を得て、消費者団体・老人クラブ等を対象に、生活設計情報教室「くらしのセミナー」として、省エネ、地球温暖化、食品ロス等をテーマに、各地で講座を開催しました。

▶ 開催実績 (R5 年度): 27 回、526 名参加



▲三豊市仁尾町仁保大学(SDGs)



▲綾川町立陶小学校

② かがわ緑のカーテン Instagram

県民が取り組みやすい地球温暖化対策や節電対策として、家庭、事業所、学校などにおける「緑のカーテン」の設置を促進するため、緑のカーテンを育てる仲間と交流することができるよう、「かがわ緑のカーテン Instagram」を開設しました。

緑のカーテンを上手に育てるコツなどの「お役立 ち情報」、みんなが育てた緑のカーテンを見たり、

「緑のカーテン」とは

「緑のカーテン」とは、ゴーヤやアサガオといったつる性の植物などを育て、窓辺や壁面に幕のように茂らせることで、夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えることができる自然のカーテンのこと。

自分が育てた緑のカーテンを発信したりできる「育ててみたレポート」などを掲載しています。

▶ フォロワー数 (R6.1.4 調査): 408 人





イ)事業活動における環境負荷低減の取組みの促進

① エコアクション 21 推進事業

環境省が推奨する中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の普及を図るため、エコアクション 21 地域事務局の協力の下、エコアクション 21 の認証・登録をめざす事業者が短期間で効率よく取り組むための普及プログラムである「自治体イニシアティブ・プログラム」を実施しました。

▶ 県内のエコアクション 21 認証・登録事業者数 (R5 年度末): 70 社

「環境マネジメント (環境管理)」、 「環境マネジメントシステム」とは

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理すること。

また、環境マネジメントシステムとは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。



▲自治体イニシアティブ・プログラム

② 環境配慮モデル製品と事業所の認定

環境負荷の低減の取組みで、模範となる県内の事業所と廃棄物等を使用し環境に配慮した製品を認定するとともに、これら環境にやさしい事業所と製品をパンフレットや県内外の企画展示で紹介するなど、四国4県で連携して相互に推奨を行いました。

▶ 認定内容(R5 年度末)

認定環境配慮モデル事業所:29 事業所 (R5 年度新規:10 事業所)

認定リサイクル製品 : 29 製品

URL

「環境配慮モデル」: https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/ce/model/index.html

③ 環境影響評価制度の推進

令和6年3月に風力発電事業(徳島県鳴門市) に係る方法書の提出があり、「環境影響評価法」に 基づく手続きが行われています。

環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない中小規模の開発事業に対しては、「香川県環境配慮指針」を参考にして事業を行うよう指導しました。

「環境影響評価(環境アセスメント)」とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。

URL

「環境アセスメント」: https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/hozen/assess/kfvn.html

④ 環境保全施設整備等に対する支援

中小企業者が県内で環境保全のために行う公害防止施設等の設置、改善に必要な資金を、県の事業認定により取扱金融機関を通じて融資する制度で、融資対象は、大気汚染、水質汚濁、土壌や地下水の汚染、騒音・振動および悪臭を処理または防止するための施設、廃棄物を処理または資源化・再生利用するための施設、オゾン層保護やエネルギーの有効利用のための施設です。

「香川県生活環境の保全に関する条例」により新たに排水規制の対象となる小規模事業者等の排水処理施設の設置、改善について、一定の要件を満たすものは、特例として無利子の融資が受けられるよう県が金融機関に利子補給金を交付しており、令和5年度は、2件の融資に対して441千円の利子補給を行いました。

■ ウ)県自らの活動における環境負荷低減の取組みの推進

① かがわエコオフィス計画の推進

かがわエコオフィス計画(第6次、計画期間:令和3年度~令和12年度)に基づき、県の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を平成25年度比で50%削減することしております。令和4年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度と比べ39.6%削減となりました。

② 県有建物省エネルギー化推進事業

県有建物の維持管理経費の縮減を図るため、令和5年度から「環境保健研究センター」において、県内で2例目となるESCO事業を開始しました。令和5年度は設備改修を行い、高効率空調機器やLED照明の導入等により既存施設の省エネルギー化を実現するとともに、令和6年度から10年間の契約でESCO事業者によるエネルギー削減保証を受けることとしています。

また、香川県庁本庁舎等において、順次、省エネ効果の高い LED照明の導入を行っています。

「ESCO事業」とは

Energy Service Company の略称で、ビルや工場等の既存施設における省エネルギー化に必要な「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などの包括的なサービスを提供し、施設の省エネルギー化を行うとともに、その省エネルギー効果を保証する事業のこと。

③ 施設・設備の運用改善

「省エネルギーガイドライン」の効果を一層高めるため、ガイドラインをもとに、すべての県有施設でその施設に応じた運用マニュアル(管理標準)を作成し、施設運営に生かしています。また、原則使用最大電力 50kW 以上の施設に電力のデマンド監視装置を設置し、節電・省エネルギー対策に取り組んでいます。

④ 県有施設太陽光発電設備整備事業

県有施設への積極的な太陽光発電システムの導入を図るため、平成11年以降、施設の新築・改築に合わせて太陽光発電システムを導入しています。また、更なる導入拡大のため、県有施設を対象として令和4年度から令和5年度にかけ、太陽光発電設備の導入可能性調査を実施しました。

▶ 設置状況 (令和 5 年度末): 28 施設 発電容量 844.5kW

⑤ 県有施設「屋根貸し」太陽光発電導入事業

太陽光発電を推進するため、県有施設の屋根の使用を民間事業者に許可して、太陽光発電事業を実施しています。

▶ 設置施設:高松工芸高校(発電容量 27kW、設置面積 181 m²)

⑥ 県有施設の緑化推進事業

県庁舎や県有施設において、緑のカーテンを設置し、断熱効果を 体感するなど、緑化の取組みの普及啓発に努めました。

また、本庁舎では、フウセンカズラによる敷地内緑化にも取り組んでいます。



▲県庁舎の緑のカーテン

⑦ エネルギー管理の見える化事業

施設ごとのエネルギー使用量を見える化した「e c o レポ」の内容を活用して、省エネルギーの取組みを行いました。

⑧ 自動車排出ガス対策計画

「香川県生活環境の保全に関する条例」において、県内に所在する事業所において、50 台以上の自動車を使用する事業者は、「自動車排出ガス対策計画」を作成し、知事に提出、公表することが義務付けられています。

県が使用する公用車の排出ガスの排出抑制のため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする計画書を作成しており、温室効果ガスや大気汚染物質の排出量の抑制に取り組んでいます。

2 あらゆる主体との連携・協働による取組みの推進

ア)あらゆる主体による連携と協働の取組みの充実・強化

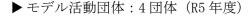
① さまざまな環境保全活動団体による交流会の開催

民間団体や企業、行政などさまざまな主体による「かがわ環境活動団体交流会」を開催し、環境教育・環境学習を推進するための、連携・協働の方法について話し合いました。

▶ かがわ環境活動団体交流会の開催:参加者数 40 名 (R5 年度)

② 環境を守り育てるモデル地域事業

主体的に環境保全活動に取り組む県内の学校や企業等をモデル団体として指定し、さまざまな主体や世代が環境保全への関心と理解を相互に深めながら、環境をめぐる広範な課題に対して自主的に解決を図ることができる「地域づくり」を推進しました。





▲高校生と幼稚園児による 環境学習会



▲小学生による清掃活動

┃ イ)さまざまな主体と連携した情報発信の充実

① 環境保全活動に関する情報発信

本県の環境の現状や、さまざまな主体が取り組んでいる活動などを、県のホームページやSNS、新聞広告等で発信するとともに、香川県環境白書の中でも紹介しました。

◎方向性を同じくするSDGsのゴール

























第2節 環境教育・環境学習の充実

◎現状と課題

平成 23 年度に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、地方公共団体の環境教育等の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとするとともに、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が明記されています。

県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っていますが、今後、担い手となる指導者の育成を含め、環境教育や環境学習の機会のより一層の充実を図る必要があります。

本県の豊かで美しい自然や、住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、ひとりでも多くの方にさまざまな環境学習の機会を持っていただけるよう、県民の環境への関心を高め、環境学習に参加しやすい雰囲気をつくることが重要であることから、身近な場所で誰もが気軽に参加できる機会の提供や、効果的な情報発信など、幅広い層の方々に環境への関心を持っていただくための「きっかけづくり」にも取り組む必要があります。

◎具体的な取組み

1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進

■ ア)学校における環境教育の推進

① 環境学習出前講座 (環境キャラバン隊・体験型環境学習プログラム)

学校や地域などにおける環境学習を支援するため、県職員による環境キャラバン隊や豊富な知識・ 経験を有する県内の民間団体等を学校や幼稚園、公民館等に派遣し、環境に関する学習や体験の機会 の提供を行っています。

▶ 環境キャラバン隊派遣数 (R5 年度):83 回 (うち民間団体等の派遣 51 回)



▲水生生物調査



▲木の健康診断



▲森と水のつながり

② 環境学習教材の活用

◆ 「さぬきっ子環境スタディ」の活用

小・中学校における環境教育を支援するため、平成 24 年度から香川県独自の環境学習教材として「さぬきっ子環境スタディ」を開発しました。「さぬきっ子環境スタディ」は、これまで「地球温暖化」「エネルギー」「仕事」「ごみ」「森林」「生き物」をテーマとして制作していますが、学校でのICT環境が整備されてきたことから、令和5年度から既存の教材の電子書籍化を進めています。

このほか、過去に民間団体に委託して作成した環境学習プログラムについては、学校への出前授業などで活用が図られています。

◆ ホームページを活用した情報提供

香川県教育センターのホームページにおいて、教員向けに環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の内容を取り込めるようにしています。

◆ 教員専門研修における周知

県内の小・中学校、幼稚園等の教員が参加する専門研修において、「さぬきっ子環境スタディ」の周知に努めています。

③ 小・中学校における環境教育の推進

◆ 各学校での環境教育

社会科、理科、家庭科(技術・家庭科)等における環境教育のほか、子どもの発達の段階や地域の 実態等に応じ、総合的な学習の時間、道徳、特別活動において、豊かな自然や地域社会での体験活動、 環境や自然と人とのかかわりについての学習、環境美化やリサイクルなどの環境保全活動に取り組ん でいます。

◆ チャレンジ!グリーン活動

学校全体の環境教育・環境学習の充実を図るため、児童会や生徒会などの推進グループが中心となり、節電や節水、リサイクル、緑化活動や美化活動など、環境によい活動を行う学校版のISO活動「チャレンジ!グリーン活動」を推進しており、努力目標を達成した学校には毎年、認定証を発行しています。

▶ 活動状況

URL「環境教育の充実」: (R5 年度): 26 校 26 グループ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoiku/gakko/kannkyou/green/kfvn.html

④ 宿泊学習などにおける環境学習の実施

県立五色台少年自然センターでは、グリーンアドベンチャー、紙すき (牛乳パックのリサイクル)、 また、県立屋島少年自然の家では、樹木や野鳥など屋島の生物の観察や、ビーチコーミングなどの環 境学習を行いました。

⑤ 高等学校における環境教育の推進

高等学校では、理科、公民、家庭科、農業などの教科や学校行事、生徒会活動などの特別活動や総合的な探究の時間等において、環境問題に対する理解や自然環境の保全に関する意識を高める学習活動に取り組みました。

イ)家庭・職場・地域における環境学習の機会の提供

① 地域における環境学習講座の実施

多くの方に環境について学んでいただくため、市町の生涯学 習講座や公共施設、商業施設など身近な場所で環境学習の機会 を提供するとともに、地域において環境学習や環境保全活動に 率先して取り組む人材を育成するため、「かがわ省エネ・3Rス クール」の修了生が実施する講座等の支援を行いました。

▶ 令和 5 年度: 9 回実施、参加者計 1,120 名



▲身近な自然を考える環境学習講座 (さぬきこどもの国での講座)

② 親子自然体験教室等の実施

県内の小学生とその家族を対象に、五色台および屋島の豊かな自然の中で、生き物の観察や自然等を題材とした製作体験活動を行う「親子自然体験教室」(県立五色台少年自然センター)および「屋島で春を探そう」(県立屋島少年自然の家)を開催しました。

▶ 五色台参加者数 (R5 年度): 4回で 20 組 71 名

▶ 屋島参加者数 (R5 年度):1回で3組22名



▲親子自然体験教室「草や木で布を染めて みよう!|(県立五色台少年自然センター)

③ 水生生物による水質調査の実施

河川の長期的な環境を反映しているといわれている水生 生物を調査することにより、簡易な水質評価が可能です。

令和5年度に調査を行った13地点のうち、水質階級が「きれいな水」と判定された地点は7地点、「ややきれいな水」と判定された3地点を合わせると10地点(77%)でした。一方、「きたない水」と判定された地点は3地点(23%)、「とてもきたない水」と判定された地点はありませんでし

「とてもきたない水」と判定された地点はありませんでた。



▲大東川での水生生物調査 (宇多津町立宇多津小学校)

・環境教育・環境学習を推進する人材の育成

① 環境教育研修講座

香川県教育センターにおいて、幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員を対象に、環境教育に関する研修講座を実施しています。

環境教育に関する研修講座

講座名	内容		
さぬきの森フィールド	対象	環境教育の担当者やそのスキルアップを図りたい教員	
ワーク	内容	環境教育に関する講話と国営讃岐まんのう公園内でのフィー ルドワーク	
香川の「ジオ教材」フィール	対象	地元の自然に興味関心があり、教材化に取り組みたい教員	
ドワークプログラム	内容	香川大学教授の解説のもと、讃岐のジオサイトについて、野外 観察を実施	

▶ さぬきの森フィールドワーク

受講者数 (R5 年度): 11 名

▶香川の「ジオ教材」フィールドワークプログラム 受講者数 (R5 年度): 20 名

② 初任者研修における自然体験研修

自然体験学習の指導力向上を図るため、県立五色台少年自然センター職員の指導により、フィールドワークを含めた教員の体験研修を実施しています。



▲自然体験研修

2 環境学習のきっかけづくりの推進

ア)環境を身近に感じる場の提供

① かがわ未来へつなぐ環境学習会の実施

本県の恵まれた環境を将来にわたり守り育てていくため、平成 29 年度から「かがわ未来へつなぐ環境学習会」を実施しています。

令和5年度はサンメッセ香川において、さまざまな環境保全団体、 企業などが一堂に会し、自然環境から生活環境、地球環境と幅広い環 境分野について、工作や実験、クイズなどの体験学習を通じ、環境へ の関心を高めてもらう「きっかけづくり」の提供を行いました。



▲ステージイベントのようす

② さまざまな場所での環境学習

幅広い場所で、環境について学ぶ機会が持てるよう、森や海、学校のほか身近な公共施設などさまざまな場所において、子どもから大人まで幅広い世代に向けた講座等を企業や民間団体等と連携して 実施しました。



▲ソーラートレインを用いた環境学習 (ことでん電車まつり)



▲かがわ環境ひろば (イオンモール綾川)

■ イ)環境教育・環境学習に関する効果的な情報発信

① 環境教育・環境学習実施団体や施設の紹介

学校や地域などで環境について考え、行動するためのきっかけづくりとして役立てていただくため、民間団体や企業、行政機関が実施している環境に関する講座や施設見学等を紹介した冊子である「環境学習応援団」を作成し、学校や地域に提供しました。



② ホームページやSNS等を活用した情報発信

訪問教室「環境キャラバン隊」や「かがわ未来へつなぐ環境学習会」などのイベントについてホームページで情報発信を行うだけでなく、多くの方が環境について手軽に学べるよう、「かんきょう家計簿」などの環境学習プログラム・教材や、香川県の温室効果ガス排出量など地球温暖化の現状を知ってもらうための情報をホームページに掲載しました。

また、X(旧 Twitter)「かがわの環境~未来へつなごう!きれいなかがわ」では、「3R_kagawa」と相互フォローしながら環境教育・環境学習などの環境に関するイベントや環境保全に役立つ情報を中心に発信し、コンパクトにまとめた関連情報を効果的に発信しました。

◎方向性を同じくするSDGsのゴール





第3節 県民参加の山・川・里(まち)・海の環境保全

◎現状と課題

人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が 懸念されるなか、みどりづくりに対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓 発活動を通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や森林ボランティ ア団体などの活動を支援する必要があります。

また、瀬戸内海は、瀬戸内海環境保全特別措置法による水質総量規制などの施策が講じられた結果、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、人と海の関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題を抱えています。

県では、平成25年度から「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざして、海だけでなく海につながる山・川・里(まち)を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいます。

これまで、里海づくりを支える基盤整備に取り組むとともに、海ごみや里山再生に関する調査等を 実施し、内陸部の市町も参画する香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムの構築や里山資源の 安定供給体制の整備など、具体的な課題解決に向けた取組みを進めています。

今後、重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成等を充実させ、県民や多様な 主体による里海づくりをさらに広げていくことが必要です。

◎具体的な取組み

1 みどりづくりの推進

■ ア)みどりづくりの意識の高揚

① どんぐり銀行活動の推進

森に入り、どんぐりを拾って「どんぐり銀行」(事務局:県)に預金することをきっかけに、森づくり活動への参加を促す「どんぐり銀行活動」をボランティアと協働で実施しました。

令和5年度は、10月1日~12月1日の預金期間に、県内の常設預入窓口8か所、臨時支店16か所 を開設し、令和6年3月10日には、県内3か所において苗木の払い戻しを行いました。

また、払戻しグッズの一つであるDBポイント券を利用することにより、協賛企業での割引や森とのふれあい体験などのサービスを受けることができる取組みを引き続き実施しました。

さらに、森林と関わる楽しさや森づくり活動の大切さを県民に普及啓発するため、森づくり活動情報誌「みどりづくりニュース」や「どんぐり通信」を発行しました。

▶ 森づくり活動参加者 (R5 年度): 9,113 人



▲どんぐり銀行臨時支店の開設



▲五色台自然楽校での竹林整備



▲みどりづくりニュース

② 緑の募金活動への協力

緑化推進のための資金充実を図るため、(公財) かがわ水と緑の財団が行う緑の募金活動に協力しました。いただいた募金は、民間の緑化活動の支援などに活用されています。

③ CO2吸収量認証制度のPR

植栽、下刈、除間伐などの森林整備等の効果を CO_2 吸収量の数値で認証する制度を創設し(平成 20 年度)、企業等による森林整備の拡大を図ることにより、県内森林での地球温暖化防止対策を推進しています。

▶ 認証実績 (R5 年度): 11 件、18,680kg-C02

④ 啓発イベントの実施

全国育樹祭の開催を契機に、県民総参加のみどりづくりをより一層推進するため、毎年秋に、森林ボランティアをはじめ、林業・木材産業関係団体等による「みどりづくり」から「木づかい運動」までの総合的な普及啓発イベント「森とみどりの祭典」を開催しています。令和5年度は、香川県満濃池森林公園において、緑の少年団による活動報告や育樹体験のほか、各種ブース体験を実施しました。

▶ 「森とみどりの祭典」来場者数 (R5 年度): 56 人





▲森とみどりの祭典 (ブース体験の様子)

■ イ)みどりを守り・育てる人材の育成

① みどりの学校の運営

森林ボランティア団体等との協働により、広く県民の皆さんが、みどりや森林についての学習、森づくり活動等に参加できる機会を提供するとともに、これらの活動を担う人材の育成を行いました。

▶ 実績 (R5 年度): 委託講座: 72 講座 参加者: 1,408 名

② 森林ボランティア活動等の充実

森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めました。

また、県民参加の森づくりを推進するため、森づくりに直接参加する意欲ある人を登録し、参加の機会と各種情報の提供や自主的な活動の支援を行いました。

▶香川県森林ボランティア登録制度 登録者数 (R5 年度末):31 団体、個人 200 人

■ ウ) 県民参加の森づくり活動の推進

① 緑の少年団の活動支援

緑の少年団は、緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体です。県内では、現在51団体の緑の少年団が、各地域や学校の特徴を生かした緑化活動(森林づくり体験・学習活動、社会奉仕活動、レクリエーション活動など)に積極的に取り組んでいます。

県では、森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動に要する経費の助成を行っています。 ▶緑の少年団の団数 (R5 年度末): 51 団体

② みどりとのふれあいの推進

手入れの必要な森林の情報を県が収集して、森づくりに関心の ある企業に提供し、企業の参加と経費負担により植林や竹の伐採 などを実施する「協働の森づくり」を推進しました。

▶協働の森づくり協定締結数 (R5 年度末): 24 企業・団体



▲「協働の森づくり」における竹伐採

③「かがわ 山の日」の普及啓発

森林ボランティア団体等と連携し、毎年、11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて、植樹や間伐 等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行いました。

エ)みどりを活かした地域づくり活動の推進

① 地域の森づくり活動の支援

森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・ 山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面 的機能発揮対策活動を行う森林ボランティアを支援するととも に、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と 保全活動を推進しました。



▲里山保全活動

② グリーン・ツーリズム推進事業

農山漁村が有する豊かな自然や伝統文化など、特色ある多様な資源、地域特産物などを活用して、都市と農山漁村との交流を促進し、農山漁村の活性化を図るため、実践者が行う農業体験などの都市と農村との交流促進活動を支援しました。

また、グリーン・ツーリズム体験モデル企画を実施するとともに、都市住民に対するグリーン・ツーリズムの情報発信を行いました。



▲体験モデル企画 (カヤック体験)



▲体験モデル企画(里山歩き)

2 里海づくりの推進

ア)瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画等の推進

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正、令和4年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、令和5年3月に「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画」を変更しました。新計画では、香川県が全国に先駆けて取り組んでいる「里海づくり」を骨格とした基本体系を維持しつつ、新たに、①栄養塩類の管理、②気候変動への対応、③海洋プラスチックごみ対策を盛り込んでいます。

当計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全および管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めています。

栄養塩類の管理については、瀬戸内海環境保全特別措置法の 改正により創設された栄養塩類管理制度に基づき、本県海域で の生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応 するため、令和6年3月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定 しました。



▲香川県栄養塩類管理計画区域

■ イ)里海づくりを牽引する人材の育成・活用

① かがわ里海大学

里海に対する理解を拡げるとともに、里海づくりを牽引する人材を育成するため、平成 28 年 4 月 に、香川大学と共同で「かがわ里海大学」を開校し、受講者の里海に対する興味・関心を高める工夫をしながら、講座を実施しています。

「かがわ里海大学」では、里海づくりの裾野を広げる「スタートアップ」、知識や視野を深める「ステップアップ」、中心となる人材を育成する「スキルアップ」の三つのレベルのレギュラー講座と、地域団体、企業、学校などの要望に柔軟に対応して出張開催するオーダー講座によって、多様な講座を開催しており、現在では、里海ガイド養成講座など人材育成講座の修了生が、多くの講座で講師を務めています。

▶ 令和 5 年度:35 講座開催、940 名修了(レギュラー講座 19 回、オーダー講座 16 回)

レギュラー講座	講座名	修了者数	
スタートアップ 10 講座	海の生き物観察講座(2回)、ウミホタル観察講座(2回)、里海体験ツアー(2回)、おとなと子どもでライフジャケット体験講座、海ごみはどこからやってくる?講座、四国水族館で学ぶSDGs講座、カフェで楽しむ里海ボードゲーム	191	
ステップアップ 5 講座	森と海のつながり体験講座、川と海のつながり体験講座、香川大学研究室訪問交流講座、かがわの里海 この人に聞きたい!、冬の瀬戸内海にいる貝を観察して食べてみよう!	58	
スキルアップ 4 講座	里海ガイド養成講座(入門・基礎・実践)、海ごみリーダー養成講座	70	
オーダー講座	出張講座の内容	修了者数	
16 講座	海ごみの学習、川ごみの学習、里海体験ツアー、かがわの里海学習ツール「SATO-UMI・1000」など	621	
合計 35 講座			



▲カフェで楽しむ里海ボードゲーム



▲海の生き物観察講座

ウ) 全県域における里海づくりの促進

① ネットワーク化の促進

里海づくりの担い手となる、企業や大学に参画を促し、連携していく取組みも必要です。

そこで、企業などが社会貢献活動として里海づくりに取り組むための相談窓口「里海コンシェルジュ」を設置して、里海のフィールドを支える地域と企業等の活動をマッチングして連携の支援を行ったほか、企業・団体からの要望に応じて、セミナーの開催、企業主催イベントへのブース出展、講演を行うなど里海づくりについての広報を行いました。

大学との連携では、香川大学と共同で、「海域生物資源回復に向けた取組に関する研究」として、アサリや藻場に関する研究を実施しました。



▲企業主催イベントへのブース出展

② プロモーションの充実

理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやSNS、新聞などのメディアを活用 した広報、シンポジウムやパネル展開催などの県民が参加できるイベントを通じて、積極的に情報発 信を行っています。

また、海に関心のなかった人や海に出かけたことのなかった人に向けて、海の楽しさを知り、海に出かけるきっかけづくりとして、「海辺のお出かけマップ」、「里海の幸」リーフレットなどを提供しています。

さらに、県内の小学生を対象に、かがわ「里海」づくり絵日記コンテストを毎年実施しており、令和 5 年度は 277 点の応募がありました。



▲海辺のお出かけマップ

▲絵日記コンテスト 最優秀作品

③ かがわ里海づくりパートナー登録制度

「里海」づくりを県内全域へ面的な広がりを持った取組みとして発展させるため、里海づくり活動に取り組む企業・団体を「里海づくりのパートナー」として広く募集し、登録する「里海づくりパートナー登録制度」を開始しました。パートナーの「里海」づくり活動を広く広報するほか、登録証や里海づくりロゴマークにより、パートナーと一緒に情報を発信していきます。



▲かがわ里海づくりパートナー募集ホームページ

1000年先の未来へ。



▲かがわ里海づくりロゴマーク

エ)里海の保全と持続的活用

① 生育環境の整備

良好な漁場環境を保全するため、水産基盤整備事業等により、県内の浅海域の適地にコンクリート製ブロックを設置するなどして、多くの魚介類の重要な産卵場、幼稚魚の育成場となっているガラモ場を造成しました。また、底質環境改善のために高松沖、土庄沖、多度津沖などにて、海底耕うんを推進しました。

② 赤潮に関する調査研究

魚類養殖業などに大きな被害を与える赤潮の発生状況を調査し、調査結果を漁業関係者へ情報提供 しました。また、調査結果を解析し、赤潮の発生原因について検討しました。

③ 油濁被害の防止

原因者不明の油流出事故によって発生する防除費を支弁する基金へ負担金を拠出しました。

④ 鳥獣被害対策の推進

県内の海面・内水面でカワウによる漁業被害が生じている問題について、カワウ被害対策を推進するため、県内の詳細なカワウ生息状況や被害状況を調査しました。

オ)海ごみ対策の推進

① 総合的な海ごみ対策の推進

市町に対して補助を行いました。

海洋プラスチックごみなど、海ごみの問題の解決に向けて、海岸漂着物対策をさらに推進するため、かがわ里海大学「海ごみリーダー養成講座」を修了した方の中から、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深める等の活動が可能な5名を、新たに香川県海岸漂着物対策活動推進員(愛称:かがわ海ごみリーダー)として委嘱しました。



▲海岸漂着物対策活動推進員委嘱式

海岸漂着ごみについては、海岸管理者による回収・処理や回収を行うボランティア団体等への支援、発生抑制に係る人材育成、調査研究、プロモーションに取り組むとともに、回収・処理や発生抑制を行う市町に対して補助を行いました。

漂流ごみについては、国や県が海面清掃船による回収・処理を 行い、海底堆積ごみについては、漁業者・市町・県の協働による 回収・処理を進めるとともに、幼稚魚の育成の場として重要な浅 海域で、かつ通常の漁業操業では海底ごみの回収が困難な海域 (小型機船底びき網漁業禁止区域等)において回収・処理を行う



▲海ごみリーダー養成講座

また、第 10 回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」では、約 5 万 3 千人の参加者が 151t のごみを回収しました。

岡山県、広島県、香川県、愛媛県の4県と(公財)日本財団の広域連携協定による共同プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」では、瀬戸内海の海ごみ対策のモデル構築を目指して、①調査研究、②企業・地域の連携促進、③啓発・教育・行動喚起、④政策形成の4つの柱により、取組みを行っています。

瀬戸内オーシャンズXでは、海ごみの削減に向けた戦略的なごみ回収の推進や地域循環型社会形成

に関する活動を支援するため、「瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金」を設置し、企業・団体等を 対象とした助成プログラムを実施しており、県内各地でも助成団体による活動が行われています。





▲川の水を抜いて立ち入りが難しい川岸のごみを回収する実証実験を大東川で実施。 主催:日本財団、共催:香川県、協力:丸亀市、坂出市、宇多津町、瀬戸内オーシャンズ X ほか



▼ 閉鎖性海域である瀬戸内の沿岸4県を4つの端部 を持つ「X」になぞらえ、Oceans Xのアルファ ベット「O」と「X」を図案化したフレームに、 瀬戸内の「穏やかな気候」「海」「島」「橋」をイ メージしています。

② 産業技術センター技術相談・技術指導

産業技術センターは、県内企業による海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組みを支援する ため、既存プラスチック製品の減容化などと、生分解性プラスチックを活用した製品や天然由来成分 を活用した代替材の開発に対して、技術相談・技術指導や情報提供などを行いました。

◎方向性を同じくするSDGsのゴール



















第4節 うるおいのある快適な地域づくり

◎現状と課題

森林公園や自然公園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える憩いの場であるだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっており、こうした豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していくことが、地域の生活環境を快適に保つことにつながるなど、「環境を守り育てる地域づくり」を進めるためには、環境との調和に配慮しながら取り組む必要があります。

◎具体的な取組み

1 景観、自然に配慮した快適な環境の整備

ア)水辺環境の保全・創出

① 河川におけるうるおいのある水辺空間の保全と創出

河川改修などに当たって、瀬や淵の保全に努め、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、植生や自然の素材を利用した護岸とするなど多自然の川づくりを進めました。

▶ 多自然工法による河川の整備延長 (R5 年度末):約 72km



▲春日川

② うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備

自然環境や社会特性などに配慮した親水空間の創出を行うとともに、自由空間として河川が利用できるように親水性のある河原の整備を進めました。

▶ うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備か所数 (R5 年度末): 19 か所



▲綾川

③ 海岸侵食対策事業

低天端高の護岸、養浜、離岸堤を設置する面的防護方式を採用することにより、越波被害を防止するとともに、波とふれあう貴重な接点の場として質の高い海岸空間の創造に取り組みました。



▲白鳥港海岸松西地区

④ 港湾環境整備事業

港湾の水辺空間では、人が海とふれあい、憩える場を確保するとともに、海洋型のレクリエーション機能の充実強化を図り、みどり豊かな、海に親しめる快適性の高い公園などの整備を進めました。



▲高松港香西(西)地区港湾緑地

イ)都市公園・緑地等の整備・管理

① 都市公園の総合的な整備と保全

都市公園は都市公園法に基づき整備する公の施設であり、スポーツ、レクリエーションなどの場として、また、地震など災害時の避難地、復旧活動拠点などとして多様な利用ができる都市施設です。

都市公園の現況 (令和4年度末)

	都市公園面積 (ha)	1 人当たり面積 (㎡/人)	
香川県	1, 619. 97	18.6	
全 国	130, 798. 96	10. 9	

※1人当たり面積は、都市公園面積を都市計画区域内人口で除したもの

資料:香川県都市計画課

② 県営都市公園の維持管理

公園利用者に憩いとやすらぎを提供するため、樹木などの維持管理を行いました。

県営都市公園の設置状況

区	分	公 園 名	所在地
総合	公 園	瀬戸大橋記念公園	坂出市
海動	小 国	香川県総合運動公園	高松市
運動公園		香川県立丸亀競技場	丸亀市
r 4	小 国	ナルキ売迷 八国	高松市、
丛 및	公 園	さぬき空港公園	綾川町
歴 史	公 園	栗林公園	高松市

	区	分		公 園 名	所在地
				琴林公園、亀鶴公園	さぬき市
属	ぶん	八国		桃陵公園	多度津町
黑	風 致 公		園	琴平公園	琴平町
			琴弾公園	観音寺市	
緩	衝	緑	地	坂出緩衝緑地	坂出市
都	市	緑	地	香東川公園	高松市
(lB)	111	形水	ΣĽ	土器川公園	丸亀市

資料:香川県都市計画課

③ 道路の環境整備

道路利用者に憩いとやすらぎを提供するなど道路環境の向上をめざし、市街地などにおいて歩道の 植栽帯の整備を行い、道路の緑化を進めました。

▶ 道路の植栽の施設管理 (R4 年度): 延長約 225km

ウ)森林公園の整備・管理

森林公園は、県民の心身の健康の増進や森林および緑化に関する知識の向上を図ることを目的に、 豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場として、公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリ ランドの3施設が設置されています。より多くの県民が利用できるよう、指定管理者制度の活用など により、適切な維持管理と利用促進に努めました。

▶ 森林公園利用者数 (R5 年度)

公渕森林公園(93ha): 424 千人、満濃池森林公園(64ha): 122 千人、

ドングリランド(31ha):8千人

エ)自然公園等の整備・管理

本県では、昭和9年3月16日に瀬戸内海国立公園が、また平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園が指定されています。これらは県内でも最も優れた自然環境を有する地域となっており、適切な保護・管理に努める必要があります。

四国 4 県では、良好な自然の中での散策や探勝を広域的に楽しめる「四国のみち」(四国自然歩道)を共同で整備しており、その適切な維持管理と利用促進を図る必要があります。

名称	特別地域	普通地域	合 計
瀬戸内海国立公園	9, 008	9, 163	18, 171
大滝大川県立自然公園 (高松市、まんのう町)	564	1, 799	2, 363

計

県内の自然公園

資料:香川県みどり保全課

9, 572 | 10, 962 | 20, 534

(単位: ha)

① 自然公園制度の適正な運用

香川県立自然公園条例に基づき、指定地域における一定の行為について、許可(国等の場合は協議)による規制や指導を行いました。

自然公園区域内行為許可等の状況 (令和5年度)

区	分		件数
大滝大川県立自然公園	許可	(協議)	5
八甩八川県立日然公園	届	出	0

資料:香川県みどり保全課

② 公園利用施設の老朽化対策・国際化対応等

国の交付金を活用し、県が整備した瀬戸内海国立公園内の公園利用施設の老朽化対策と国際化対応を進めるとともに、単独事業で瀬戸内海国立公園の県有施設、大滝大川県立自然公園内や四国のみちの園地、歩道等について、施設整備と維持管理を行い、安全・快適な利用の促進に努めました。

③ 自然公園等の利用促進

本県では、瀬戸内海国立公園の指定日である3月16日を記念して毎年「屋島ウオーク」を開催しています。令和6年3月16日には、指定90周年を迎えたことから、瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業としてセレモニーと屋島ウオークを行いました。

また、大滝大川県立自然公園では、指定管理者制度を活用して、自然観察会やトレッキングの実施などにより利用促進を行っています。

さらに、四国4県で連携し、四国のみちのポータルサイトを多言語で整備し、近隣の観光スポット とあわせて、国内外に四国の魅力を発信しています。

■ オ)良好な景観の形成

① 景観法を活用した良好な景観の形成

景観行政は、地域の実情に応じて、住民の生活に密接にかかわる市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、景観行政団体である各市町が主体的に景観行政を行うことを促進しており、「香川県景観形成指針」や「瀬戸内海景観ガイドライン」を作成しています。

県内の景観行政団体

市町名	景観行政団体になった日
高 松 市	平成16年12月17日
直島町	平成18年 5月 8日
宇多津町	平成18年 9月 1日
善通寺市	平成18年11月 1日
丸 亀 市	平成19年 3月 1日
多度津町	平成19年 9月20日
土 庄 町	平成21年 1月 1日
まんのう町	平成21年 1月 1日
小豆島町	平成21年11月 1日
さぬき市	平成25年 4月 1日
三豊市	平成25年 4月 1日
東かがわ市	平成26年 4月 1日
琴平町	平成27年 4月 1日
綾川町	平成27年 8月 1日
三 木 町	平成28年 6月 1日
観音寺市	平成29年 3月15日
坂 出 市	令和 2年 4月 1日

資料:香川県都市計画課

② 風致地区における建築等の制限

都市の風致を維持するため、都市計画法に基づき風 致地区を指定し、条例により行為の規制を行ってお り、規制行為を行う場合は許可などが必要です。

青ノ山風致地区は県条例、その他の風致地区は市町 条例によって行為の規制が行われており、すべての地 区で市町長が許可などを行います。

県内の風致地区(14か所)

風致地区の名称	位置
高松風致地区	高松市
青ノ山風致地区	丸亀市、 宇多津町
聖通寺山風致地区、 角山風致地区	宇多津町
桃陵風致地区	多度津町
聖通寺山風致地区、 金山風致地区、常山風致地区、 笠山風致地区、角山風致地区	坂出市
琴弹風致地区	観音寺市
妙見山風致地区、 四国山風致地区、蔦島風致地区	三豊市

資料:香川県都市計画課

③ 屋外広告物の規制

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止のため、香川県屋外広告物条例(高松市の 区域にあっては、高松市屋外広告物条例)に基づき、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する許 可その他の必要な規制を行うとともに、屋外広告業を営む者の登録を行っています。

あわせて、電柱やガードレールなどに取り付けられた違反広告物について、道路管理者や電柱管理 者などと協力し、除却を行っています。

4 電線共同溝整備事業

電線類の地中化と、歩行空間のバリアフリー化により、都市災害の防止や良好な都市景観・環境を形成しています。

▶ 電線共同溝整備延長 (R5 年度末): 国、県、市計 45.73km

カ)環境保全・環境美化活動の促進

① 海岸漂着物回収

海岸ごみ (海岸漂着物等) については、海岸管理者による回収・ 処理や回収を行うボランティア団体等への支援、発生抑制に係る 人材育成、調査研究、プロモーションに取り組むとともに、回収・ 処理や発生抑制を行う市町に対して補助を行いました。

また、第 10 回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ キラ」では、実施期間中、山・川・里(まち)・海で約 5 万 3 千人の参加者が 151t のごみを回収しました。



▲「さぬ☆キラ」清掃活動(高松市)

② さぬき瀬戸クリーンリレー

「みんなで守ろう、美しいふるさとの海辺」を合言葉に、海辺の清掃活動「さぬき瀬戸クリーンリレー」を、平成14年度から実施してきました。

▶ 実施内容(R5 年度) 実施か所: 59 か所

参加者:59団体、約3,900人

ごみ回収量:約164.5t

実施期間:9月1日~10月31日



▲さぬき瀬戸クリーンリレー

③ リフレッシュ瀬戸内

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(11 府県、107 市町村で構成)では、多くのボランティアの協力を得て、瀬戸内海全域の海岸および海域で清掃活動を実施しています。

▶ 実施内容 (R5 年度)

実施か所:9市町、56か所

参加者: 約5,200人 ごみ回収量:約37.8t

実施期間:6月1日~8月31日



▲リフレッシュ瀬戸内

④ 美しい水辺づくり支援のパートナーシップ事業

県が管理する河川・海岸の一定区間を地域住民などの団体が行う、自主的な清掃などの美化活動や愛護活動などに対して県と市町が支援する、美しい水辺づくり支援のパートナーシップ事業を推進しました。

【リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業】

川での活動を対象に平成13年度から実施してきました。

▶活動参加者数 (R5 年度): 47 団体、約8,000 人

【「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業】

海辺での活動を対象に平成14年度から実施してきました。

▶活動参加者数 (R5 年度): 18 団体、約 3,400 人



▲「香の川」パートナーシップ事業

⑤ 香川さわやかロードの推進

道路愛護団体が実施する道路の清掃、緑化などの維持管理や美化活動に対し、県が、清掃道具、花の種の支給、団体名を表示した看板を設置するなど、その活動を支援し、地域の方々と協働して道路管理を行う「香川さわやかロード」を推進しました。

▶ 令和 5 年度: 152 団体、約 8,460 人が参加し、県管理 道路約 144 kmの区間の清掃、草刈りおよび緑化などの 活動を実施



▲香川さわやかロード

2 歴史的・文化的環境の保全と活用

ア)文化財の保存と活用

① 指定文化財の保存整備

保存整備を必要とする文化財について、所有者や市町が行う保存整備事業に対し補助を行いました。

▶ 令和 5 年度: 国指定文化財 15 件

(史跡石清尾山古墳群防災施設整備事業、重要有形民俗文化財中山の舞台 大規模改修事業等)

県指定文化財 5件

(県指定天然記念物一瀬神社社叢保全事業等)

② 民俗文化財の保存活用

伝統文化の継承発展を図るため、県指定民俗文化財に指定されている民俗芸能の保存会などが行う 後継者養成、公開、記録作成、道具・衣裳類の新調・修理などに対し補助を行いました。

▶ 令和5年度:雨乞踊、獅子舞、農村歌舞伎など13団体

③ 指定・登録文化財の保存と活用

歴史的文化遺産を保護するため、有形、無形、民俗などの種別ごとに国、県、市町それぞれが、文化財として指定・登録しています。

文化財の指定件数 (令和6年3月末)

種別		_		区分	国指定等	県指定
有	形	文	化	財	122	123
無	形	文	化	財	1	3
民	俗	文	化	財	14	38
記		念		物	45	60
伝統	伝統的建造物群保存地区				1	—
合				計	183	224
総計				計	407	
登	録 有	形	文 化	財	448	
登録有形民俗文化財				3	1	
登銀	永無 用	乡民作	学文化	匕財	1	
登	録	記	念	物	1	_

資料:香川県生涯学習・文化財課

④ 埋蔵文化財の保存と活用

県内にある約5,200か所の埋蔵文化財包蔵地について、国・県の公共事業を対象に工事前に現地踏査や試掘調査を行い、遺跡内容を把握した後、工事で消滅するものは本格的な発掘調査を行いました。

▶ 県発掘調査 (R5 年度): 岡遠田南遺跡 (丸亀市) 他 3 遺跡、調査面積計 7,351 m²

■ イ) 文化財の保護に関する啓発活動の推進

県立ミュージアムでは、歴史、民俗、美術等の専門的な調査・研究や、さまざまなテーマでの展示・教育普及事業を行っています。令和5年度の特別展「第70回日本伝統工芸展」では、重要無形文化財保持者の作品等220点を展示するとともに、本県出身の漆芸作家による講演会を開催しました。また、伝統工芸こども鑑賞コース「うるしにチャレンジ」を実施し、児童と保護者が一緒に香川漆芸の「蒟醬技法」を体験・観覧しました。

▶ 展覧会開催回数(R5 年度):特別展 4 回、常設展 18 回



▲「うるしにチャレンジ」

① 四国遍路の世界遺産登録の推進

世界遺産登録に必要な札所寺院や遍路道の史跡等への指定・選定に向けて、札所寺院が所蔵する文化財等の詳細調査や調査報告書の刊行などに取り組みました。

▶ 詳細調査等 (R5 年度): 札所寺院筒寺数 2 筒寺

3 適正な土地利用の調整

① 総合的・計画的な土地利用の促進

◆ 土地利用基本計画

国土利用計画法に基づき、個別規制法の諸計画に対する上位計画として制定された土地利用基本計画に沿って、行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を進めました。

◆ 土地取引規制制度

国土利用計画法では、一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合には、土地の利用目的などについての届出を要することとしています。届出がなされた土地について利用目的の審査を行い、必要な助言等を行いました。

② 都市計画法に基づく開発行為の規制

都市計画法に基づく開発許可は、一定規模以上の宅地開発を規制することにより、無秩序な市街化を防止し、道路、排水施設の整備や住宅の最低敷地面積など一定の基準を満たした良質な宅地水準を確保することにより、良好な生活環境を誘導する役割を果たしています。

▶ 開発行為の許可件数 (R5 年度): 208 件

③ みどりの条例に基づく事前協議制度

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の「事前協議制度」の適正な運用により、開発区域の面積が 1ha 以上または地域森林計画対象民有林の面積が 0. 1ha 以上の土地開発行為に対して秩序ある開発を促すとともに、土地利用の調整を図りました。

また、開発跡地の緑化を確実に行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、確実な緑化を保証するため、みどりの保全協定を締結しました。

▶ 事前協議終了件数 (R5 年度): 53 件 (内 36 件でみどりの保全協定を締結)

◎方向性を同じくするSDGsのゴール











